

協議第74号

平成16年 月 日確認

各種事務事業の取扱い（建設関係）について

各種事務事業の取扱い（建設関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 市町村道に認定されている道路については、新市において市道として引き継ぐものとする。合併後は、新たに認定基準を作成し、統一的な認定業務を行うものとする。また、認定時期については、原則年1回とする。</p> <p>2 新市において市道認定された道路及び認定外道路であって主に生活道路として利用されている道路については、新設改良事業及び維持管理事業にかかる受益者負担は徴収しないものとする。</p> <p>3 公営住宅等における家賃は、平成17年度までは現行のままとし、平成18年度から公営住宅法に基づく応能応益制度による新家賃体系に統一する。</p> <p>ア 新家賃体系への移行に伴い、急激な負担増となる場合については、負担調整を設けるものとする。</p> <p>イ 美杉村の若者住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p>
関係項目	建設関係		

先進地事例

【周南市】

- ・市町道等の管理等
 - 市町道等の管理等について
 - 市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
 - 市町道認定基準について
 - 2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町村において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
 - 認定外道路指定基準について
 - 徳山市の例により調整する。
 - 生活道路等について
 - 徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による扱いは、当分の間現行どおりとする。

【伊賀地区市町村合併協議会】

- ・道路占用料、建築基準法に基づく申請・検査等については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ・一般公営住宅使用料の算定方法、旅館等の建築指導、開発指導、開発負担金については、新市発足時に制度を統一する。
- ・一般公営住宅入居資格については、新市発足時に制度を統一する。ただし、現に一般公営住宅公営住宅に入居している者については現行のままとする。
- ・道路認定基準については、新市発足時に制度を統一する。ただし、従来からの経緯を考慮し、現行の認定道路については新市に引き継ぐものとする。
- ・道路の受益者負担については、平成17年度から制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。